

～大野市森・水保全条例が制定されました～

水源地域での土地売買等の契約や 対象工作物の設置を行う場合は

新しい制度は
平成25年4月からスタート

事前に届出が必要です

水源地域の保全に関し、水源地域内の土地の所有権等の移転等及び対象工作物の設置について必要な事項を定め、水源地域の機能の維持を図るため森・水保全条例が制定されました。

水源地域とは

大野市全域において、登記地目又は現況地目が山林又は保安林となる地域を水源地域として指定します。

どのような場合に届出が必要ですか

水源地域での土地売買等の契約や対象工作物の設置を行う場合は事前に届出が必要です。

I 土地売買等の契約

届出の面積は、1 契約が1,000㎡以上のものを対象とします。

届出を要する土地売買等の契約とは、下記のとおりです

- | | | |
|--------------|--------------|----------|
| (1) 贈与契約 | (2) 売買契約 | (3) 交換契約 |
| (4) 地上権の設定契約 | (5) 地役権の設定契約 | |
| (6) 使用貸借契約 | (7) 賃貸借契約 | |

II 対象工作物の設置

届出及び協議対象工作物は、下記のとおりです。

- 水源地域内に水質を汚染する又は水量に影響を及ぼすおそれのある営利を目的とした事業に係る施設。

届出及び協議対象工作物に係る事業

- | | | |
|---|--------------|-----------|
| (1) 一般廃棄物処理業 | (2) 産業廃棄物処理業 | |
| (3) 砂利採取業及び碎石業 | (4) 鉱業 | (5) ゴルフ場業 |
| (6) 前各号に掲げるもののほか、水質を汚染し、又は水量に影響を及ぼすおそれのある事業 | | |

上記(1)～(6)に該当する場合は、事業内容並びに水質又は水量への影響及びその防止策等について、関係する市民等に対し、説明会の開催に努めるものとします。

どのように届出を行うのですか

I 土地売買等の契約

土地所有者等は、水源地域内において土地売買等の契約を締結しようとする日の30日前までに、契約の当事者の氏名、住所及び土地の利用目的等について市長への届出が必要となります。

II 対象工作物の設置

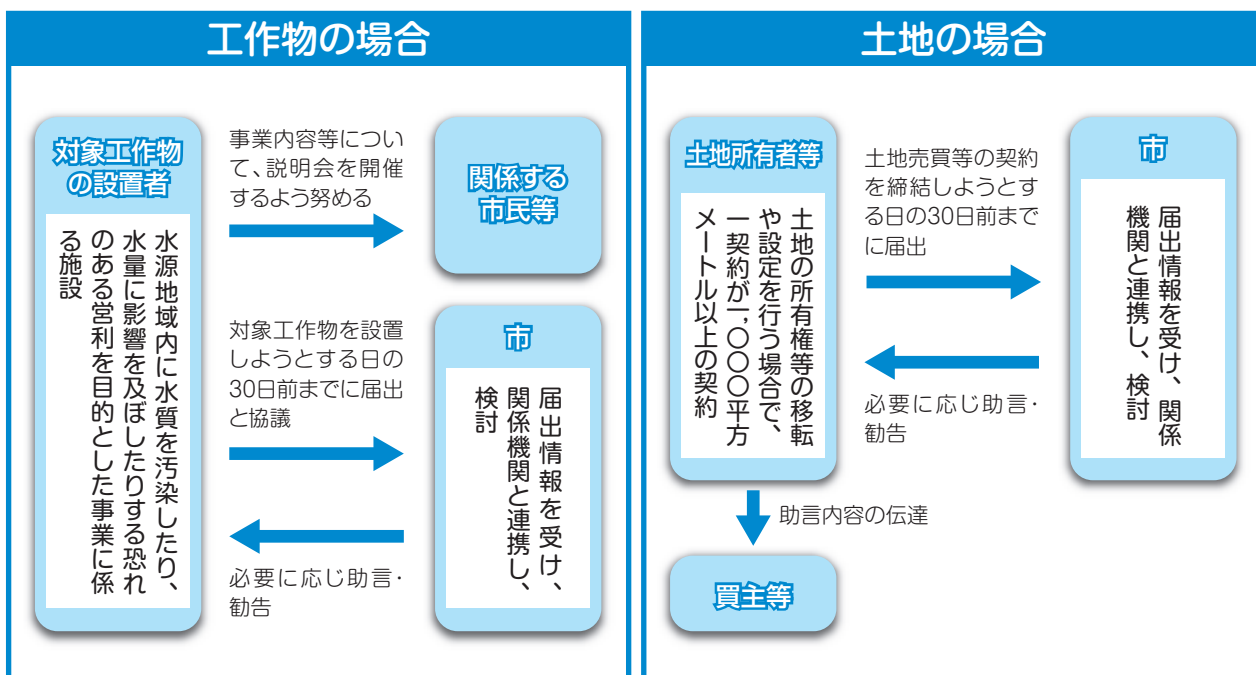
水源地域内において対象工作物を設置しようとするときは、設置しようとする日の30日前までに対象工作物を設置しようとする当事者の氏名、住所及び事業計画、内容等について市長へ届出を行うとともに、協議が必要となります。

届出を行うとどうなるのですか

必要があれば届出者に対して、水源地域の保全を図るために必要な助言を行います。
(資料の提供などを求めたり、立入調査を行う場合があります。)

また、届出をしない者又は虚偽の届出をした者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告を行います。勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合は、当該勧告の内容及び氏名等を公表する場合があります。

大野市 森・水保全条例における事前届出制のイメージ



詳しくは大野市農業林業振興課までお問い合わせください

TEL 0779-64-4818